

仕 様 書

- 1 件 名 窓口サービス課（住民登録・戸籍）事務用サインペン外 21 点買入
- 2 納入期限 令和 7 年 11 月 20 日
※納品日は月曜日～木曜日とし、事前に「6 事業担当」と日程調整すること。
- 3 納入場所 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号（住之江区役所 1 階）
窓口サービス課（住民登録・戸籍）
- 4 仕様及び数量 別紙「仕様書（品名一覧）」のとおり
- 5 その他
 - （1）本仕様書に疑義があるとき（同等品の可否を含む。）は、質問受付期間内に指定の方法により質問すること。質問受付期間後の疑義については受付けない。
 - （2）納入にあたっては、事前に担当者まで連絡し、その指示に従うこと。
 - （3）納入にあたっては、納品書を作成し、持参すること。
 - （4）契約後の疑義は、すべて大阪市の解釈とする。
 - （5）搬入に際しては細心の注意を払い、建物等に損傷を与えないこと。
 - （6）搬入に際してエレベーターを使用することは可能である。
（内寸：幅 1600mm 奥行 1500mm 高さ 2300mm / 入口：幅 900mm 高さ 2100mm）
 - （7）不良品であることが判明した場合には、速やかに代替品と交換すること。
なお、交換に係る費用は、受注者の負担とする。
 - （8）納入物品は新品とする。
 - （9）納品書は、内訳明細（各No.ごとに品名・数量・単価）が明記されていること。
- 6 事業担当 〒559-8601
大阪市住之江区御崎 3-1-17
大阪市住之江区役所 窓口サービス課（住民登録・戸籍）
担当：井上
Tel：06-6682-9963／Fax：06-6686-2040

仕様書 (品名一覧)

No	品名	種類等	メーカー・品番等 (品番指定は※を記載)	備考	発注数
1	サインペン	インク：黒色 水性 線幅0.35mm	※サクラクレパス ビグマ03		20 本
2	テープカートリッジ①	幅18mm 長さ8m 黄色	※キングジム SC18Y		4 点
3	テープカートリッジ②	幅18mm 長さ8m 赤色	※キングジム SC18R		4 点
4	テープのり	テープ長さ16m 詰め替え用 テープ幅8.4mm	※トンボ鉛筆 ビットパワーD PR-IP		80 点
5	クリヤーホルダー	A4 厚さ0.2mm	プラス D400J		2000 枚
6	ラミネートフィルム①	A4 フィルム厚：100μ 材質：ポリエステル	アイリスオーヤマ LZ-A4100R		500 枚
7	ラミネートフィルム②	A5 フィルム厚：100μ 材質：ポリエステル	アイリスオーヤマ LZ-A5100		500 枚
8	油性マーカー	インク：黒色 ペンの長さ：130mm～150mm 線の太さ 2種の使い分けができること 0.8～1.5mm及び0.4～0.6mm	ゼブラ YYTS5-BK		30 本
9	蛍光マーカー	水性 黄色	トンボ鉛筆 WA-SC91		60 本
10	消しゴム	白色 サイズ：20mm以上×50mm以上×10mm以上	トンボ鉛筆 PE03A		30 点
11	液状のり	補充用600～800ml 無色	不易糊工業 GHS65		5 点
12	輪ゴム	天然ゴム 厚さ1.0～1.1mm 内径100～105mm	共和 オーバンド #420		3 kg
13	ゴム印	回転式 欧文日付 ゴシック体 印面サイズ横25～30mm×縦4～6mm	シヤチハタ NFD-3G		6 点
14	スタンプ①	字体：明朝体 文字色：黒 枠無し 印面サイズ：縦4～5mm×横18～22mm 印字する文字：カード回収済	シヤチハタ X-NK Xスタンパー 科目印		2 点
15	スタンプ②	字体：明朝体 文字色：黒 枠無し 印面サイズ：縦4～5mm×横18～22mm 印字する文字：券面満了	シヤチハタ X-NK Xスタンパー 科目印		2 点
16	ゼムクリップ①	27～30mm	プラス ジョインテックス B298J-L1000		3000 本
17	ゼムクリップ②	45～55mm	コクヨ クリ-10		3000 本
18	つづりひも	セル先 長さ430～500mm	コクヨ ツ-E100		1000 本
19	ボンド①	屋外のコンクリート・金属・タイル・木材・硬質プラスチック対応 20～25ml	コニシ #05780		20 本
20	ボンド②	屋外のコンクリート・金属・タイル・木材・硬質プラスチック対応 120～150ml	コニシ #05781		20 本
21	ブックエンド	材質：スチール 色不問 幅170～200mm 奥行135～155mm 高さ170～200mm	コクヨ BS-34ND		10 点
22	三脚	カメラ用 アルミ製 最伸高1200～1500mm 最縮高350～500mm	オーム電機 OCT-ATR4-127K		1 点

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること